

■ 2026年度 代協会長オリエンテーション

2026年6月12日(金) 9:00～12:00 損保会館2階大会議室

スケジュール		内 容	資 料	担 当
9:00～9:05	5分	会長挨拶		小田島会長
9:05～10:05	60分	(1) 代協会長オリエンテーション 日本代協とは 一般社団法人の運営 ハラスメント対策 行政との関係 事業者団体としての独禁法上の留意点	「代協会長オリエンテーション」 「よくある法人運営上の誤り等」 セクハラ防止チラシ（厚労省資料） パワハラ防止チラシ（厚労省資料）	金澤専務理事
10:05～10:20	15分	休憩		
10:20～11:00	40分	(2) 2027年度表彰制度に関する意見交換 2027年度の三冠王廃止に伴う表彰制度等の運営について、会長との意見交換を実施する。 その後も論議を深め、2026年12月までに方向を定める。	三冠王、仲間づくり等の表彰制度の変遷推移	中島副会長
11:00～11:10	10分	休憩		
11:10～11:50	40分	(3) 政治連盟について 政治連盟の意義と活動 政治連盟会費 支援議員対応	政治連盟ミニセミナー資料 2025年度会費入金額一覧表 2026年度会費目標額 都道府県別支援議員名簿	小平会長 事務局

12:00

終了解散

代協会長 オリエンテーション



2026年6月12日

一般社団法人 日本損害保険代理業協会

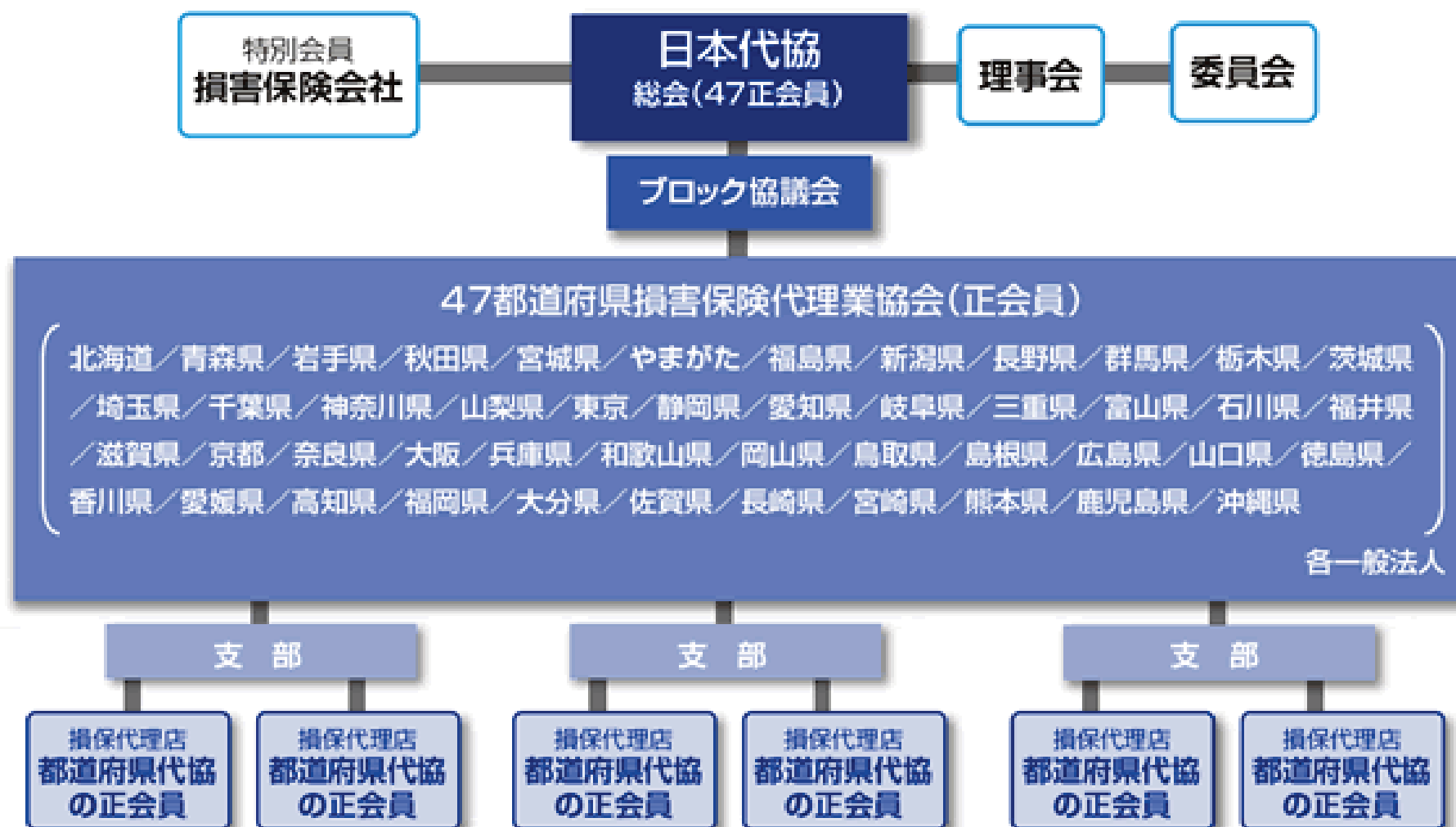


目次

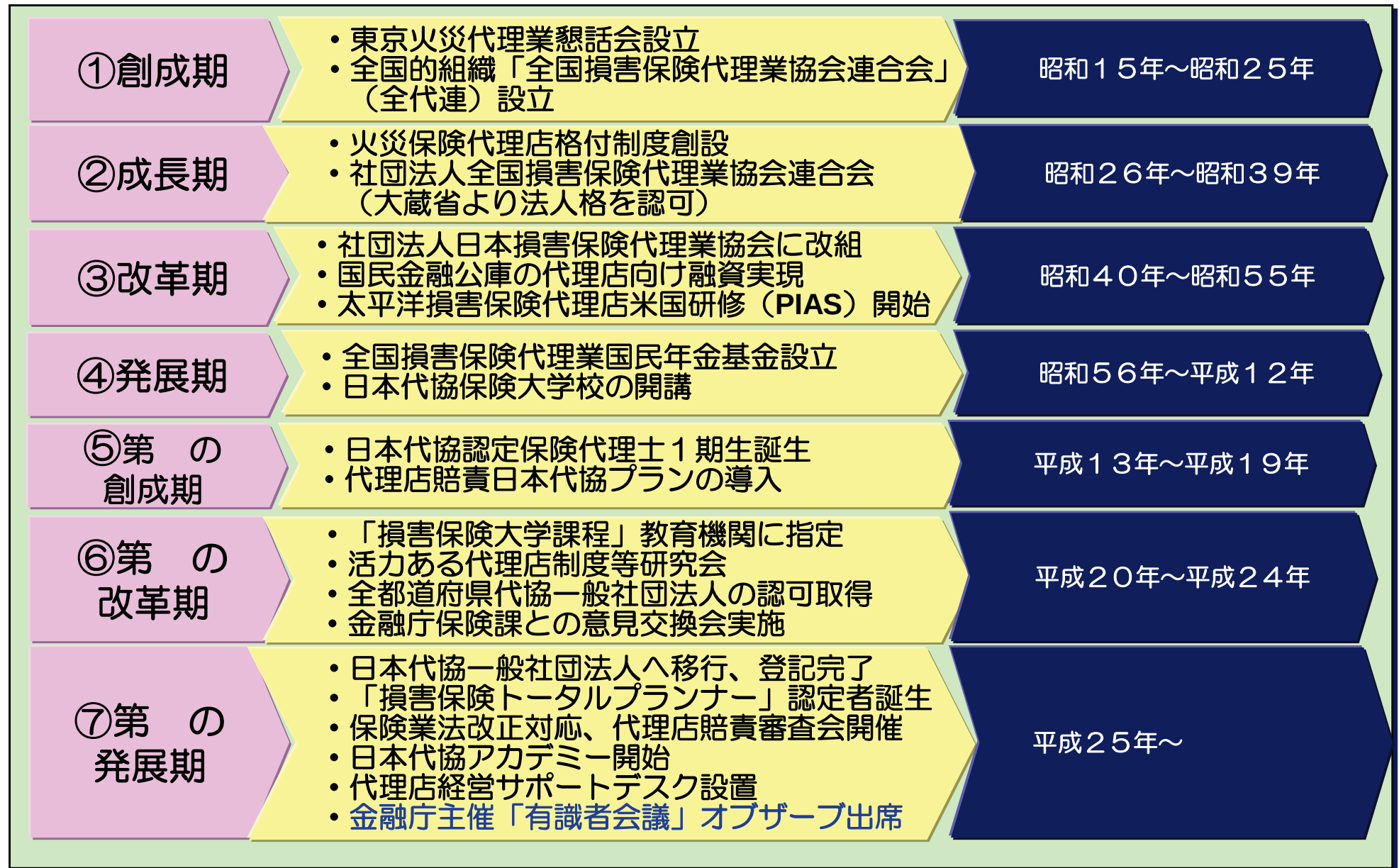
- ・ 日本代協とは
- ・ 一般社団法人の運営
- ・ ハラスメント対策
- ・ 行政との関係
- ・ 事業者団体としての独禁法上の留意点
- ・ その他

I. 日本代協とは ① 日本代協組織機構図

組織機構図



I. 日本代協とは ② 日本代協86年の歴史と発展



I. 日本代協とは ③ 会の目的・性格・指針

【目 的】（定款第3条）

本会は、損害保険の普及と保険契約者及び一般消費者の利益保護を図るため、損害保険代理店の資質を高め、その業務の適正な運営を確保し、損害保険事業の健全な発展に寄与するとともに、幅広く社会に貢献するための活動を行うことを目的とする。

【性 格】

- ・全国47の都道府県代協(平成20年一般社団法人化)が正会員
(各代協会員総計10,545店、2026年3月末現在)
- ・損害保険会社14社が特別会員(2026年6月現在)

【指 針】

「倫理綱領」・「募集規範」・「反社会的勢力への対応に関する基本方針」の実践

一般社団法人とは、本来、会の目的に共感した人が経費を支払い、活動に参加するもの。

何よりも、会員自身が本業の経営にしっかりと取り組むことが重要。

個人や少数では成しえないこと、効果が薄いことを「代協」が組織的に取組み、実現を目指す。

I. 日本代協とは ④「日本代協」の主な取り組み

- 行政対応、保険会社対応…各種意見交換（活力研）
- 代理店賠償責任保険…代理店経営のプロテクター
- 業務品質の向上…代理店・募集人の資質向上、体制整備に向けた支援
日本代協アカデミー、損保大学課程、代理店価値向上策、代理店経営サポートデスク、代理店経営未来塾、等
- 公正・公平な募集制度…金融庁・損保協会へ事例の情報提供
- CSR活動等のアピール力…地域に寄り添うRM、防災・減災の取り組み
- 政治力…政治連盟との連携

『保険契約者と保険会社を「繋ぐ」存在』（関東財務局レポート）として行政・保険会社と論理的で冷静な対話を行い、消費者に信頼いただけ、かつ働き甲斐のある業界の構築を目指す。

「集い、語り合い、高め合う」場を設営し続け、「体制整備の高度化」と「顧客本位の業務運営の徹底」に取り組む会員の経営を支援する。

I. 日本代協とは ⑤ 代協の持つ価値

「代協」の持つ2つの価値

1. 対外的なもの

①金融庁・保険会社との議論

- ・代理店の意見を代表する横断的組織として、保険募集制度を含む様々な課題の解決に代理店の立場から寄与している

②組織的なCSR活動

- ・災害時のボランティア活動やSDGsへの取組みなど組織的なCSR活動を行う力を有している

2. 対内的なもの

①個々の代理店が抱える経営上の課題解決

- ・業界動向の収集と提供、顧客本位の業務運営に関するベストプラクティス事例の提供、教育制度の充実、等

②代理店賠償問題への対応

- ・有無責判断を公平かつ客観的な立場で行い、事例を積み上げ、「賠償基準」を作り上げ、「質の向上」につなげることが重要。適正な補償内容と保険料で会員に提供することは全国団体である日本代協の役割である。

Ⅱ. 一般社団法人の運営 ① 運営上の留意点

1. 代表理事は社長、理事は取締役 & 執行役員
 - … 一般社団法人も「法人」
2. 民主主義は「手続き」
 - … 面倒でも、手間がかかっても、手順を踏み、合意形成を図る
3. 「定款自治」
 - … 常に定款と規則集に立ち返る・必要があれば変更する
4. 専門家との連携
 - … 弁護士、税理士、社労士の活用
5. 役員（理事・監事）の法的責任 ⇒ 別紙
6. 会員増強は各代協の経営課題
 - … 目標と中期計画を作り、単年度のステップを踏んで取り組む

Ⅱ. 一般社団法人の運営 ② 役員の法的責任

【A：対内的な責任＝役員の方法に対する責任】

- (1) 役員等の「善管注意義務」違反（任務懈怠）によって法人に生じた損害賠償責任を負う
- (2) 理事が「競業避止義務」違反を行った時に法人に損害（理事が得た利益）が生じた場合は、賠償責任を負う
- (3) 「自己取引」により法人が損害を被った際の次の理事は、その損害に対する賠償責任を負う
 - 取引を行った理事
 - その取引をすることを決定した理事
 - その取引に関する理事会の承認決議に賛成した理事なお、総会等の決議により責任を減免できる場合あり

【B：第三者に対する損害賠償責任】

- (1) 役員等が職務を行うにつき悪意又は重過失があったときは、これによって第三者に生じた損害の賠償責任を負う
- (2) 理事・監事が次に掲げる行為をした場合に、注意懈怠ではないことを証明できなかった場合は、上記(1)の責任を負う
 - 理事：** a. 計算書類・事業報告書・付属明細書についての虚偽記載・記録
b. 基金関係についての虚偽通知・記載・記録
c. 虚偽登記
d. 虚偽広告
 - 監事：** 監査報告の重要事項についての虚偽記載・記録

Ⅱ. 一般社団法人の運営 ③ よくある運営上の誤り等

別紙資料をご覧ください。

Ⅲ. ハラスメント対策

厚生労働省作成パンフをご覧ください。

IV. 行政との関係

口頭でご説明します。

V. 事業者団体としての独禁法上の留意点

2013年9月「活力研セミナー」資料より抜粋

事業者団体の活動と独禁法

- ・事業者団体は、“価格を制限するような行為”を行うことは独禁法上できない
- ・具体的には、「価格等の決定」「団体による価格交渉等」「価格制限行為への協力要請・強要等」がこれにあたる（行為の理由の如何を問わない。）

問題となる行為

- ・日本代協が、構成事業者とその取引の相手方との価格に関する交渉を団体として行うこと—具体的には、団体として個々の損害保険会社に対して代理店手数料の変更要望を出したり、変更に向けて交渉することは原則として独禁法違反となる

活力研なら出来ること

- ・国内損保各社は（幸いなことに）日本代協の会員[特別会員]であり、日本代協内部の研究会的位置づけであれば、会員同士の意見交換の場として、代手体系等を含めた課題について、フラックに論議を行うことが可能となる（但し、保険会社の行動を制限したり、保険会社毎のバリエーションを失わせるようなことになれば独禁法上問題となるので注意は必要）この場が「活力研」である
- ・日本代協としては、この場を重要な対話の場と位置づけ、真摯な対話を続けるとともに、双方の置かれている環境を理解しあい、お互いが自発的な行動で出来るところから問題解決を図っていくような環境を構築していく方針である



Ⅵ. その他

1. 各地の総会対応について



ご清聴ありがとうございました！

<よくある法人運営上の誤り等>

1.理事会・社員総会関係

開催通知について、定款に定める期日までに通知していない。

法人法 39 条：(社員総会の招集の通知)

社員総会を招集するには、理事は、社員総会の日の一週間(理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前までに、社員に対してその通知を発ししなければならない。ただし、前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合には、社員総会の日の一週間前までにその通知を発しなければならない。

代表理事及び業務執行理事(誰が業務執行理事かについては定款で規程)について、自己の職務の状況を理事会に報告していない、また、報告をしても、議事録にその記録がない。

法人法 91 条：次に掲げる理事は、理事会設置一般社団法人の業務を執行する。

- 一 代表理事
 - 二 代表理事以外の理事であって、理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの
- 2 前項各号に掲げる理事は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。ただし、定款で毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合は、この限りでない。

定款では、「出席した代表理事及び監事は議事録に記名押印する」となっているが、出席した理事の 1 名が議事録署名人として記名押印している。

法人法 95 条：第 3 項 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事(定款で議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者は当該理事会に出席した代表理事とする旨の定めがある場合にあっては、当該代表理事)及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

決算理事会と定時社員総会の開催の間隔を 2 週間(中 14 日間)以上あけていない。

法人法により、計算書類及び事業報告等を承認するための理事会の開催日と社員総会の開催日との間を中 14 日間以上空ける必要がある。この 14 日間は、社員総会の審議のため、社員が計算書類及び事業報告等の内容を、事前に確認するための期間である。後掲の<参考>を参照

法人法 38 条、124 条 3 項、39 条、125 条、126 条、129 条 1 項を参照(別紙添付)

理事会の決議に際し、代理人や書面による議決権行使が行われている。

理事は、その個人的な能力や資質に着目し、法人運営を委任されている者であることから、代理人が出席して議決権を行使する、あるいは、書面による議決権の行使を行うことは認められない。

法人法 96 条に定める理事会の決議の省略については、定款に規定されている場合に限り可能であるが、定款に規定されていないにもかかわらず、決議の省略を行っている。

社員総会において、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合は、その招集を行う理事会において、その旨を決議する必要があるが、その決議をしてい

ない。

法人法 38 条において、**総会の日時及び場所について理事会で決定**することとしているが、**理事会で決定していない。**

定款変更について、法人法 49 条 2 項で定める**特別決議**を行っていない。

2022 年 9 月 1 日改正法人法の施行により、**社員総会資料の電子提供**ができるようになったが、定款を変更せずに勝手実施している。総会の特別決議で定款変更が必要である。

＜総会資料の電子提供措置＞

第〇〇条の 2 本会は総会の招集に関し、法第 47 条の 2 各号に掲げる資料の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする

2.行政庁への手続き関係

事業計画書等、事業報告書等が期限内に提出されていない。

法律には事業計画や収支予算書を作成すべき旨の規定はないが、ガバナンス上、多くの利害関係者が関わる一般社団法人では、その事業遂行のため、事前に計画し、予算を立てておくことが望ましい。

事業報告については、直接的な条文はないが、36 条に社員総会は年 1 回、事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないこと、123 条に各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの付属明細書を作成しなければならないこと、126 条に理事は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならないことが謳われているため、期限内提出が必要である。

変更届を提出する事由(役員の変更、定款の変更等)が生じたにもかかわらず、変更届を行政庁に提出していない。

法人法 303 条：一般社団法人等において第三百一条第二項各号又は前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

法人法 342 条：(過料に処すべき行為)

設立時社員、設立者、設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事、評議員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事、評議員若しくは清算人の職務を代行する者、第三百三十四条第一項第六号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百三十七条第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者又は検査役は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定による登記をすることを怠ったとき。

二 この法律の規定による公告若しくは通知をすることを怠ったとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

項は二十二項まで！！

登記懈怠：過料は、登記の申請が遅れた会社があることを知った『登記官』から『裁判所』にその事件が通知され、裁判所から(商業登記規則第 118 条)会社の代表者個人に通知される。過料は、会社の経費・損金とすることができない。

過料は、刑事罰ではなく、行政罰であるため、代表者に前科はつかない。

3.その他

書類の備置きをしていない。

単に計算書類等を事務所に物理的に保存するのではなく、社員等の請求があれば、計算書類等を容易に閲覧させることが可能な状態で保管する必要がある。

貸借対照表を公告していない。

法人法 125 条：理事会設置一般社団法人においては、理事は、定時社員総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、社員に対し、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告（同条第二項の規定の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。

法人法 128 条：一般社団法人は、法務省令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大規模一般社団法人にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。

法人法 331 条：一般社団法人等は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって法務省令で定めるものをとる方法をいう。以下同じ。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として法務省令で定める方法

< 参考 >

スケジュール例（事業年度が4月1日から3月31日までの場合）（1）決算の場合

4 / 1 事業年度開始

↓

4 / 21 監事監査（計算書類等及び公益目的支出計画実施報告書監査）

↓

5 / 1 決算理事会招集通知発送

↓

5 / 12 決算理事会

計算書類等の備え置き開始

↓

5 / 14 定時社員総会（評議員会）
招集通知発送

↓

5 / 30 定時社員総会（評議員会）

↓

6 / 23 事業報告書等提出

（6 / 30 事業報告書等提出期限）

（2）予算の場合

（定款で、事業計画書等を社員総会承認事項
としている場合）

3 / 1 予算理事会招集通知発送

↓

3 / 12 予算理事会

↓

3 / 14 予算社員総会（評議員会）
招集通知発送

↓

3 / 24 予算社員総会（評議員会）

↓

3 / 30 事業計画書等提出

（3 / 31 事業計画書等提出期限）

理事、代表理事の変更登記の添付書類について

【ケース1】会長重任の場合

1. 社員総会議事録(議長、署名人が押印。認め印でよい)
 2. 理事就任承諾書(認め印でよい)
 3. 理事会議事録(代表理事、監事が押印。理事長は届出印。他は認め印でよい)
 4. 代表理事の就任承諾書(認め印でよい)
- 定款(理事会議事録の署名人の規定を証する)については、不要だが添付願いたいとの扱い。

【ケース2】会長交代するが、旧会長が監事に横滑りする場合

1. 社員総会議事録(議長、署名人が押印。認め印でよい)
 2. 理事就任承諾書(認め印でよい)
 3. 理事会議事録(代表理事、監事が押印。旧理事長は届出印。他は認め印でよい)
 4. 代表理事の就任承諾書(実印)
 5. 代表理事の印鑑証明書
(印鑑届けも必要)
- 定款(理事会議事録の署名人の規定を証する)については、不要だが添付願いたいとの扱い。

【ケース3】会長交代するが、旧会長が監事にもならない場合

1. 社員総会議事録(議長、署名人が押印。認め印でよい)
2. 理事就任承諾書(認め印でよい)
3. 理事会議事録(代表理事、監事が押印。全員実印)
4. 代表理事、監事の印鑑証明書
5. 代表理事の就任承諾書(実印)
6. 定款(この場合は必ず必要との扱い) (印鑑届けも必要)

職場におけるセクシュアルハラスメント対策に取り組みましょう！！

～男女雇用機会均等法の事業主の防止措置の範囲は社内外のセクシュアルハラスメントです～

「職場におけるセクシュアルハラスメント」とは、「職場」※1において行われる「労働者」の意に反する「性的な言動」※2に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件につき不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることをいいます。

「職場」におけるセクシュアルハラスメントには、「対価型」と「環境型」があります。

＜対価型セクシュアルハラスメント＞

職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それに対して拒否・抵抗などをしたことで、労働者が解雇、降格、減給などの不利益を受けること

● 典型的な例

- ・事務所内において事業主が労働者に対して性的な関係を要求したが、拒否されたため、その労働者を解雇すること。
- ・出張中の車中において上司が労働者の腰、胸などに触ったが、抵抗されたため、その労働者について不利益な配置転換をすること。

※1 「職場」とは、事業主が雇用する労働者が業務を遂行する場所を指し、当該労働者が通常就業している場所以外の場所であっても、当該労働者が業務を遂行する場所については、「職場」に含まれます。
例) 取引先の事務所、取引先と打合せをするための飲食店、顧客の自宅等

＜環境型セクシュアルハラスメント＞

職場において行われる労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど労働者が就業する上で見過ごすことができない程度の支障が生じること

● 典型的な例

- ・事務所内において上司が労働者の腰、胸などに度々触ったため、その労働者が苦痛に感じてその就業意欲が低下していること。
- ・同僚が取引先において労働者に係る性的な内容の情報を意図的かつ継続的に流布したため、当該労働者が苦痛に感じて仕事に手につかないこと。

※2 「性的な言動」とは、性的な内容の発言及び性的な行動を指し、この「性的な内容の発言」には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等が、「性的な行動」には、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等が、それぞれ含まれます。※3

※3 事業主、上司、同僚に限らず、取引先、顧客、患者及び学校における生徒等もセクシュアルハラスメントの行為者になり得ます。

セクシュアルハラスメントによって労働者の就業環境が害されることのないよう、企業として未然防止対策に取り組むことが重要です。また、行為者が取引先など社外の労働者である場合や顧客であるような場合も、行為者が社内の場合と同様の対応が求められます。

なお、自社の労働者が取引先の労働者や顧客等へのセクシュアルハラスメントの行為者とならないよう、併せて周知することが望まれます。

職場※1のセクシュアルハラスメント対策は事業主の義務です！

▶男女雇用機会均等法は、事業主に次のような防止措置を講じることを義務付けています。

1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- (1) 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容・セクシュアルハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。
- (2) セクシュアルハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む労働者に周知・啓発すること。

2 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

- (3) 相談窓口をあらかじめ定めること
- (4) 相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、広く相談に対応すること。

3 職場におけるセクシュアルハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応

- (5) 事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
- (6) 事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと。
- (7) 事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行うこと。
- (8) 再発防止に向けた措置を講ずること。（事実確認ができなかった場合も同様）

4 1から3までの措置と併せて講ずべき措置

- (9) 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること。
- (10) 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。



●セクシュアルハラスメントの行為者には、男性も女性も加害者にも被害者にもなり得るほか、異性に対するものだけでなく、同性に対するものも該当します。

●職場におけるセクシュアルハラスメントは、相手の性的指向(※4)または性自認(※5)にかかわらず、該当することがあり得ます。

(※4) 人の恋愛・性愛がいつれの性別を対象とするか (※5) 性別に関する自己意識

厚生労働省のホームページから事業主向けパンフレットや社内研修用資料等のダウンロードができます

◆職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント対策やパワーハラスメント対策にも併せて取り組みましょう！！

職場でのセクシュアルハラスメント

検索



厚生労働省・都道府県労働局

セクシュアルハラスメント対策について周知しましょう

周知用文書の例

〇年〇月〇日

セクシュアルハラスメントは許しません！！

株式会社〇〇〇 代表取締役社長〇〇〇

- 職場におけるセクシュアルハラスメントは、労働者の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。また、性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となることがありますので、注意しましょう。
- 我が社は下記の行為を許しません。
「就業規則第〇条①他人に不快な思いをさせ、会社の秩序、風紀を乱す行為」とは、次のとおりです。
 - 性的な冗談、からかい、質問
 - わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
 - その他、他人に不快感を与える性的な言動「就業規則第〇条②他人の人権を侵害したり、業務を妨害したり、退職を強要する行為」とは次のとおりです。
 - 性的な噂の流布
 - 身体への不必要な接触
 - 性的な言動により社員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為「就業規則第〇条③暴行、脅迫、傷害、賭博又はこれに類する行為及び恥辱等の行為」とは次のとおりです。
 - 交際、性的な関係の強要
 - 性的な言動に対して拒否等を行った部下等従業員に対する不利益取扱い など
- この方針の対象は、正社員、派遣社員、パート・アルバイト等当社において働いている方すべて、また、顧客、取引先の社員の方等を含みます。また、異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為も対象となります。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、セクシュアルハラスメントのない、快適な職場を作っていきます。
- 社員がセクシュアルハラスメントを行った場合、就業規則第△条「懲戒の事由」第1項、第2項に当たることとなり、処分されることがあります。その場合、次の要素を総合的に判断し、処分を決定します。
 - 行為の具体的態様(時間・場所(職場か否か)・内容・程度)
 - 当事者同士の関係(職位等)
 - 被害者の対応(告訴等)・心情等
- 相談窓口
職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談(苦情を含む)窓口担当者は次の者です。電話、メールでの相談も受け付けますので、一人で悩まずにご相談ください。
また、実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化するおそれがある場合や上記2に当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。
〇〇課 〇〇〇(内線〇〇、メールアドレス〇〇〇)(女性)
△△課 △△△(内線△△、メールアドレス△△△)(男性)
××外部相談窓口(電話××、メールアドレス×××)
相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので安心してご相談ください。
- 相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取扱いはい行いません。
- 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。
- セクシュアルハラスメント防止研修・講習も行っていますのでふるってご参加ください。

(注) セクシュアルハラスメントに該当するような行為が行われた場合の対処方針・内容などが就業規則の服務、懲戒規定の中で読み込めるようにしてください。

お問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)

受付時間8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7167
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

令和4年
4月1日より

労働施策総合推進法に基づく 「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されます！

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。
中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます（令和4年3月31日までは努力義務）。

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素**全てを満たす**行為をいいます。

- ① **優越的な関係を背景とした言動**
- ② **業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの**
- ③ **労働者の就業環境が害されるもの**

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例

代表的な言動の6つの類型	該当すると考えられる例
1 身体的な攻撃 暴行・傷害	● 殴打、足蹴りを行う。 ● 相手に物を投げつける。
2 精神的な攻撃 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言	● 人格を否定するような言動を行う。 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。 ● 業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。
3 人間関係からの切り離し 隔離・仲間外し・無視	● 1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。
4 過大な要求 業務上明らかに不要なことや 遂行不可能なことの強制・仕事の妨害	● 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。
5 過小な要求 業務上の合理性なく能力や経験と かけ離れた程度の低い仕事を命じること や仕事を与えないこと	● 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。 ● 気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。
6 個の侵害 私的なことに過度に立ち入ること	● 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。

※個別の事案について、パワハラに該当するのかの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。

また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。

「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

事業主の方針等の 明確化および周知・啓発	① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
相談に応じ、適切に 対応するために 必要な体制の整備	③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること
職場におけるパワハラ に関する事後の 迅速かつ適切な対応	⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること (事実確認ができなかった場合も含む)
併せて講ずべき措置	⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、 事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止 されています。

職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取り組み

以下の望ましい取り組みについても、積極的な対応をお願いします。

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、単独ではなく複合的に生じることも想定し、**一元的に相談に応じることのできる体制**を整備すること
- 職場におけるパワーハラスメントの**原因や背景となる要因を解消するための取り組み**を行うこと
(コミュニケーションの活性化のための研修や適正な業務目標の設定等)
- 職場におけるパワーハラスメントを行ってはならない旨の方針を行う際に、自ら雇用する労働者以外に、以下の対象者に対しても**同様の方針を併せて示す**こと
 - ・他の事業主が雇用する労働者 ・就職活動中の学生等の求職者
 - ・労働者以外の者(個人事業主などのフリーランス、インターンシップを行う者、教育実習生等)
- **カスタマーハラスメント**に関し以下の取り組みを行うこと
 - ・相談体制の整備
 - ・被害者への配慮のための取り組み
(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)
 - ・被害防止のための取り組み(マニュアルの作成や研修の実施等)

職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報・お問い合わせ

都道府県労働局雇用環境・均等部(室) <https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

社内の体制整備に活用できる情報・資料

- 事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料
厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」
職場におけるハラスメントに関する情報を発信しています。

職場におけるハラスメント防止のために [検索](#)

あかるい職場応援団 HP [検索](#)



■ 表彰制度と三冠王の推移（25→26→27年度）

2025年度	仲間づくり			三冠王			日本代協特別賞
項目	目標達成	連覇加算	±ゼロ達成	仲間づくり	コンサルティングコース受講者募集	ぼうさい探検隊	
表彰基準	新規入会目標達成	5連覇以上達成	年間±ゼロ達成	の3項目すべての達成を三冠王として表彰			推薦・投票
目標	・新規入会目標	・5連覇以上	・年間の±ゼロ	・新規入会目標達成（代協毎の目標設定）	・全体840名目標をブロック→代協別に設定 ・判定は都道府県勤務先単位の申込者数とする	・3団体以上or6マップ以上（4代協5or10）	
顕彰	2万円	2万円	2万円	3万円			3万円
	全項目達成の場合 3万円						
課題	・三冠王 との重複解消が必要。			代理店数減少、統廃合加速における目標設定は難しいが、各代協の組織強化維持における自主目標ははずせないこと。 代協会員と未加入代理店との区分けが出来ず、保険会社の推奨活動による受講者増加が現実となっていること。 代協内受講勧奨は必須だが、保険会社および未加入代理店が資格取得を自課題とすることが重要。			・定性的取組を含む、他の参考となる活動を取り上げることに注力すること。

2026年度	仲間づくり			三冠王			日本代協特別賞
項目	目標達成	連覇加算	±ゼロ達成	仲間づくり	コンサルティングコース受講者募集	ぼうさい探検隊	
表彰基準	新規入会目標達成	5連覇以上達成	年間±ゼロ達成	の3項目すべての達成を三冠王として表彰			推薦・投票
目標	・新規入会目標	・5連覇以上	・年間の±ゼロ	・設定済み目標とする	・前年度同様とする	・3団体以上or6マップ以上（4代協5or10）	
顕彰	2万円	2万円	2万円	3万円			3万円
	全項目達成の場合 3万円						
25年度からの変更点	変更無し			< 現行三冠王の最終年度とする > ・コンサルティングコースの受講者が大幅に増加していること。 ・保険会社の勧奨内容が変化していること。 ・データ取扱いルールの厳格化により代協会員と代協会員以外との申込者の区分けが不可能となったこと。			変更無し

2027年度（案）	2026年度新体制下において意見集約し、27年度以降の内容を組立てる			
	重点取組			
	仲間づくり	損害保険大学課程運営	ぼうさい探検隊	日本代協特別賞
項目	・±ゼロ達成	26年度検討		
表彰基準				推薦・投票

変更点

全国損害保険代理業政治連盟

意義と活動

～代理店の職業を未来まで守るために～



2026年6月11日

全国損害保険代理業政治連盟

ホーム
Home

組織概要
OVERVIEW

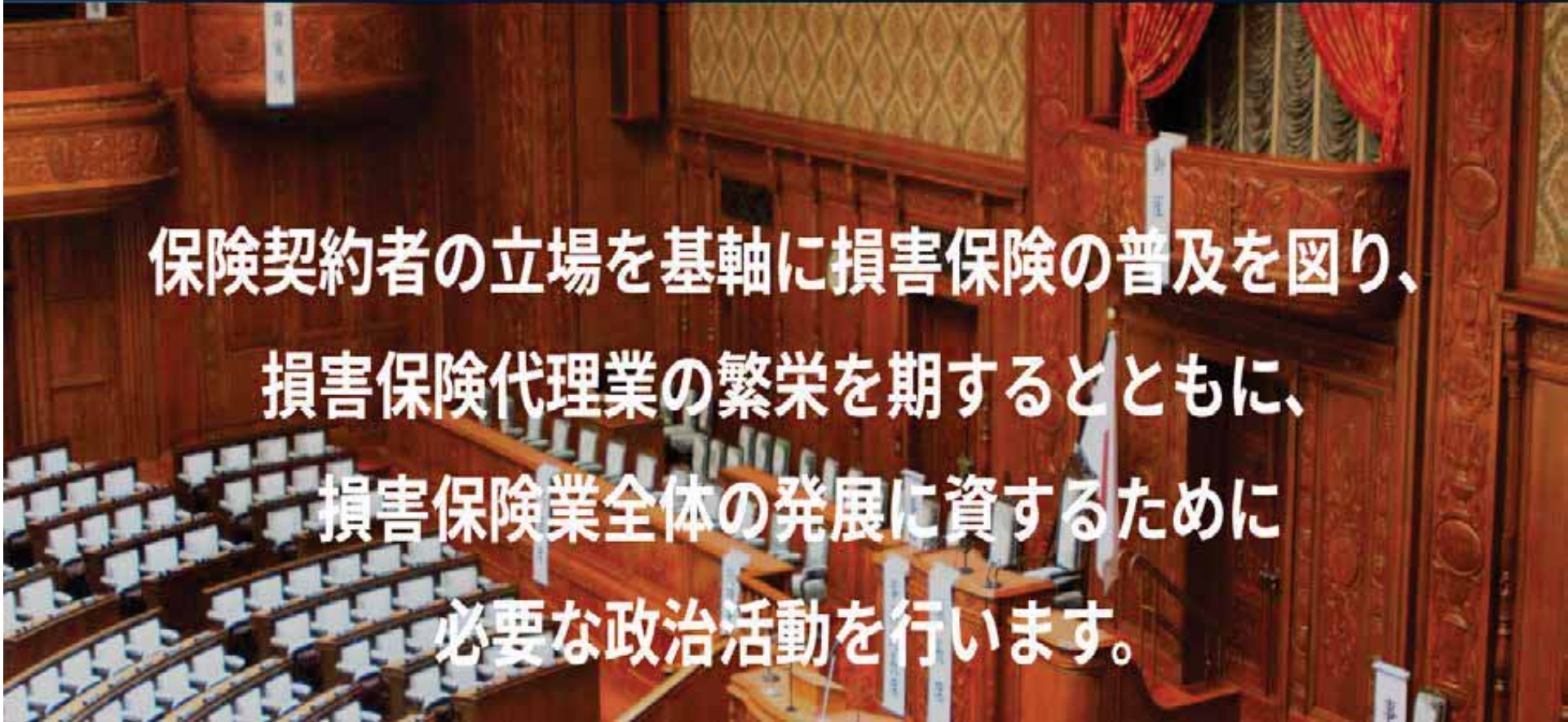
歴史と成果
HISTORY

事業計画
ACTION PLAN

入会案内
MEMBERSHIP INFORMATION

政治連盟ニュース
NEWS

会員専用ページ
MEMBERS' PAGE



保険契約者の立場を基軸に損害保険の普及を図り、
損害保険代理業の繁栄を期するとともに、
損害保険業全体の発展に資するために
必要な政治活動を行います。

全国損害保険代理業政治連盟は 代理店の職業を守る防波堤

- 代理店単独ではできないことを行う
- 代理店の立場で法律・税制・制度を動かす

1. 政治団体（政治連盟）とは？
2. 政治連盟の歴史と背景を知る
3. 全国損害保険代理業政治連盟の概要
4. 日本代協不変の取り組み <代協の価値とは>



政治資金規正法の下、

■政治活動を主たる目的とする団体

■政治活動を組織的・継続的に行う団体

【政治団体の定義】

- ①＜1号団体＞政治上の主義・施策を推進・支持または反対すること
- ②＜2号団体＞特定の候補者を推薦または反対すること
- ③＜3号団体＞①および②の活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体

【上記以外で政治団体と見做される団体】

- ①国会議員が主宰または主な構成員となる政策研究団体
- ②政党のために資金援助を目的とする政治資金団体
- ③特定パーティー（収入1千万円以上）開催団体



①政党

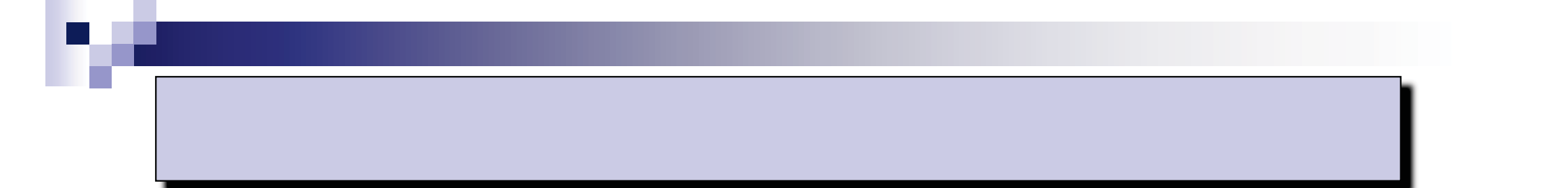
②政党のために資金援助を目的とする政治資金団体

③政党、政治資金団体以外の**その他の政治団体**

全国損害保険代理業政治連盟は…

③の**その他の政治団体**に位置付け

目的、名称、主たる事務所所在地、活動区域、
代表者・会計責任者・その職務代行者の氏名、
住所、生年月日等を総務大臣に届け出を行う



各職能団体や業界団体などの
利益団体が職責を全うするた
めに必要な陳情を政府や自治
体に求めたり、政党や議員ら
を支援するために結成された
政治団体である。

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia) 』

- 
- 
1. 保険審議会に代協代表者を送り込むこと
 2. 保険代理店向けの政府系金融機関融資開放
 3. 損害保険料控除制度の改善

(注：当時)

日本代協正会員は個人の政治的思想、信条の違いはあっても、代理店の職業としての安定とその地位の向上を図るためには、政治連盟に相携えて参加してもよいのではないかという考え方の定着を推進する。

「代協活動の現状と課題」 1981年版原文

1976年	12月	鳩山威一郎参議院議員の推薦により、 藤井裕久全代連後援会設置、 政連活動開始
1977年	7月	全国損害保険代理業政治連盟に改称
1978年	1月	全国損害保険代理業協会連合会政治連盟改組
1980年	4月	日本損害保険代理業協会政治連盟に改組 (日本代協の改組と同時に組織運営の一体化)
1983年	12月	衆院選で相沢英之顧問はじめ推薦 16名 当選
1995年	11月	全国損害保険代理業政治連盟に改組 (政治資金規正法改正により会員資格を個人に限定)
1999年	2月	石原伸晃衆議院議員を顧問招聘 (2021年12月末辞任)

代協における政治連盟の歴史②

2017年	4月	鈴木馨祐衆議院議員をアドバイザーに招聘
2019年	7月	第25回参院選に推薦候補者33名 26名当選
2021年	10月	第49回衆院選に推薦候補者115名 99名当選
2022年	3月	政治連盟規約の抜本的改訂
		鈴木馨祐衆議院議員が顧問に就任
	7月	第26回参院選に推薦候補者31名全員当選 藤井裕久顧問ご逝去（90歳）
2024年	10月	第50回衆院選に推薦候補者119名 101名当選
	11月	鈴木馨祐顧問法務大臣就任（顧問辞任）



2025年	7月	第27回参院選に推薦候補者39名 23名当選
	11月	政治連盟ホームページを開設
2026年	2月	第51回衆院選に推薦候補者121名 114名当選
	3月	鈴木馨祐衆議院議員が顧問に再就任

日本代協にとっての衝撃的な出来事

1978年10月31日 大蔵メモ受領

⇒行政による募集制度に対する諮問

①代理店種別、②手数料格付、③紹介代理店、
④総代理店、⑤プロ代理店養成法、⑥プロフィ
ットコミッション、⑦最低保険料、⑧プロ代
理店の規模（人・拳績）

⇒東京代協が中心となってとりまとめ、
79年2月に答申

1980年新ノンマリン代理店制度へ

日本代協の公的な場での発言の機会①

1991年	10月	藤田会長	保険審議会臨時委員委嘱 「保険募集の在り方」で審議参画
1995年	3月	中江会長	大蔵省・地震保険制度懇談会 「引受限度額、総支払限度額の引上げ」
1997年	3月	佐藤会長	保険審議会基本問題部会で意見陳述 「算定会改革、自由化措置、銀行窓販」
2004年	2月		保険の基本問題WGで意見陳述 「銀行窓販の拡大反対、弊害防止措置」
2005年	10月		自民党税制改正団体協議会で陳情 「社会保障制度補完する保険料控除制度」 「地震保険料控除制度の創設」

日本代協の公的な場での発言の機会②

2006年	10月	荻野会長	郵政民営化委員会で意見陳述 「事実上国営会社による損保取扱反対」
2007年	10月		損保協会消費者の声諮問会議に出席 「募集人の資質向上、資格制度の見直し」
			金融審保険WGで銀行窓販意見陳述
2011年	5月	岡部会長	金融庁副大臣ヒアリングで意見陳述 「弊害防止措置の存置」
2012年	6月	荻野 名誉会長	金融庁保険商品・サービスWGに参画 「2016年保険業法改正へ」

日本代協の公的な場での発言の機会③

2012年	9月	小平 常任理事	日本損害保険協会／お客様の声・有識者諮問会議 「よりわかりやすい募集文書・説明のあり方 に関するタスクフォース」委員
	10月	岡部会長	郵政民営化委員会で意見陳述
2021年	2月	金子会長	郵政民営化委員会「ゆうちょ銀行の個人向け 貸付業務認可申請に伴う損害保険募集業務認 可申請に対する意見表明」
2024年	3月	金澤 専務理事	金融庁「損害保険業の構造的課題と競争のあ り方に関する有識者会議」
	9月		金融庁「損害保険業等に関する制度等WG」
			日本損害保険協会「代理店業務品質評価に関 する第三者検討会」

<保険代理店向け融資の実現>

1978年	2月	国民金融公庫、中小企業金融公庫における 代理店向け融資の実現
-------	----	-----------------------------------

<地震保険関連>

1996年	1月	前年3月大蔵省・損保協会への提言に沿う形で、 地震保険制度が改定
-------	----	-------------------------------------

<住宅金融公庫特約火災保険関連>

2002年	4月	「特約火災保険」と「選択対象火災保険」の 選択性が導入、顧客の判断により代理店扱可
-------	----	--

<郵政民営化関連>

2012年 2021年	9月 2月	ゆうちょ銀行の損保募集業務認可申請に対し、 反対意見を表明
----------------	----------	----------------------------------

＜保険料控除制度・税制関連＞※損保協会とのタイアップ活動

2006年	2月	保険審議会に代協代表が出席し政府に陳情
2007年	1月	「地震保険料控除制度」が実現
2008年	12月	社会保障制度を補完する商品に係る 保険料控除制度の創設（2012年1月開始）
2014年	1月	消費税簡易課税・みなし仕入率の引き下げ時期の繰り延べの実現
2018年	12月	火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実
2021年	12月	火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充 （積立率6%⇒10%へ）
2024年	12月	火災保険等に係る異常危険準備金制度のさらなる拡充（取崩基準損害率50%⇒55%へ）

< 銀行窓販関連 >

2002年	2月	日米保険協議での開放要求に対し、金融担当大臣に陳情
2004年	8月	銀行窓販の全面解禁反対運動を展開
2005年	12月	銀行窓販第3次解禁、モニタリングの開始
2007年	12月	- 窓販全面解禁となるも要望した監督指針へ「公取ガイドライン留意規定」、「弊害防止措置継続と監督上の措置の追加」を実現 「モニタリングの継続、3年後の弊害防止措置の見直し等」が実現
2011年	7月	弊害防止措置の見直しにおいて規制の維持、消費者保護の観点からの規制強化等日本代協として評価できる内容



もしも

銀行窓販弊害防止措置が撤廃されたら

「社長、融資の条件ですが保険も当行で」

「御社のフリート契約ですが、当行をシェ
アインさせていただきます」

これを防いでいるのが政治連盟

（ほとんどの団体は撤廃を要求している）



<自民党・保険制度改善推進議員連盟（保険議連）>

「火災保険水災補償付帯率の減少」

「税制改正要望」

「銀行窓販の弊害防止への対応」

「郵政民営化に伴う民業圧迫への対応」

等の問題解決

支援議員には、自民党税制調査会、衆参両院の
「財政・金融・財務各委員会」、各官庁等への
働きかけをサポートいただく

「日本代協と政治連盟は表裏一体」

「政治連盟を知らない」「何をしているの？」

- 日本代協は旧民法34条に基づく認可の公益社団法人であったため、政治活動を制限されていた。
- 一般社団法人の今も、公共性の高い職業団体であることに変わりはないため、**保険代理業における法制や税制等の政治的課題**は政治連盟に委ねる。
- 日本代協の事業遂行に必要な**政治活動を行う組織**



日本代協と政治連盟の関係について、
よく聞かれることがあります。

それに対して代協がやろうとしていることをより早く、より確実に推進するための役割を政治的な力を借りてやっていくもの、と位置付けております。

石黒 守 政治連盟会長（日本代協副会長）

1980年7月発行 日本代協政治連盟ニュースより抜粋

日本代協の政治連盟は

- ・ 損害保険代理業の活性化に向け、国に対し**法改正**や**税制改正**を働きかける
- ・ 特定の政党や集団、**イデオロギー**や**主義主張**に**寄らない**
- ・ 党派を超えた**人物本位**で**組織的な支援**を行う

全国の支援議員

2026年4月 現在

衆議院議員： **114**名（自民105・維新2・国民3・中道2・その他2）

参議院議員： **55**名（自民47・国民3・公明3・立憲2）

〇〇県の支援議員

2026年〇月 現在

衆議院議員： 名（自民 ・維新 ・国民 ・中道 ・その他 ）

参議院議員： 名（自民 ・国民 ・公明 ・立憲 ）

「政治連盟の存在意義」

「地震保険の改定」「銀行窓販の弊害防止措置」
「税制改正要望」「郵政民営化に伴う民業圧迫への対応」など

※業界エゴベースの「圧力団体」のスタイルは世論の批判・弊害 ⇒ 政治対応が必要

- 国会で法改正に尽力する議員や行政（金融庁）を応援するための連携
- 日頃からの関係づくりが大切
- 政治連盟は代理店の職業を守る裏方。
静かに、確実に

政治連盟の役員・委員（2026年6月～2028年6月）

＜役 員＞

会 長 小平 高義（日本代協元副会長）
副 会 長 山口 史朗（日本代協元副会長） 新谷 香代子（大阪代協前会長）
理 事 小口 泰伸（選挙対策委員長）
専務理事 金澤 亨（日本代協専務理事） 常務理事 綱頭 和夫（事務局）

＜名誉会長＞

佐藤 貞一郎（日本代協顧問）

＜顧 問＞

金子 智明（日本代協名誉会長） 小田島 綾子（日本代協会長）

＜監 事＞

津田 文雄（日本代協前監事） 小俣 藤夫（日本代協監事）

＜選挙対策委員会＞

委 員 長 小口 泰伸（理事）
委 員 山崎 善仁（北海道） 藤原 広洋（北東北） 峯岸 勇人（南東北）
内田 聡（上信越） 清水 克俊（東関東） 小野 嘉一郎（南関東）
廣川 弘城（東京） 畦地 正治（東海） 浜上 洋之（北陸）
服部 典正（近畿） 中村 利雄（阪神） 片山 彰造（東中国）
太田 秀実（西中国） 安富 良（四国） 大塚 昭彦（九州北）
田中 拓（九州南）

政治連盟規約第5条に基づき「通常会員」と「協賛会員」で構成

「会費」：2,000円／年 超える分は寄附扱い

「政治活動のための入場券」

「通常会員」

損害保険代理業に携わる「個人」。法人の場合は一般的に法人代表者個人が会費を負担し会員

2025年12月末現在の通常会員数：5,803名

「協賛会員」

通常会員以外で本連盟の目的、事業に賛同する「個人」
日本代協並びに都道府県代協事務局メンバー、日本代協
アドバイザーなど

2025年12月末現在の協賛会員数：23名

制度案件への対応

1. 激甚化・頻発化する「自然災害」への対応
 - 火災保険水災補償付帯率の減少⇒プロテクションギャップ
2. 「地震保険料控除制度」の充実
3. 損保協会と連携した「税制改正」要望
4. 銀行窓販の「弊害防止措置」の存続
5. 「日本郵政グループ」に対する対応
 - 日本郵政保有の全株式売却に向けた道筋の明確化と着実な実行
 - 郵便局の保険販売における種目拡大の阻止
6. キャッシュレス社会の実現に向けた取扱事業者の各種費用・手数料の引下げ

制度案件以外の具体的な活動方針

1. 支援議員に対する地元での活動強化

- ①支援議員「地元開催セミナー・会合」への参加と支援議員との接点強化
- ②選挙対応

2. 組織課題への対応

- ①「日本代協・事業方針」の把握と認識の共有
- ②「政治連盟 意義と活動」ミニセミナーの継続実施と「政治連盟ホームページ」の活用
- ③「一括集金方式」推進と会員拡大
(会費目標未達成額が残っている代協への対応支援)

日本代協アドバイザー栗山泰史氏著書「変わり続ける保険事業」P.264から抜粋

1. 対外的なもの

①金融庁、保険会社との議論

- ・代理店の意見を代表する横断的組織として
- ・募集制度等様々な課題解決に代理店の立場から寄与

②組織的なCSR活動

- ・災害時のボランティアや環境問題活動を行う力

2. 対内的なもの

①個々の代理店が抱える経営上の課題解決

- ・業界動向、募集人教育制度の充実
- ・顧客本位の業務運営のベストプラクティス事例提供

②代理店賠償問題への対応

- ・賠償基準を作り上げ、適正な補償内容と保険料提供



ご清聴ありがとうございました！

政治連盟は代理店の職業の安定と地位向上に、そして未来の保険代理業を静かに支える存在でありたいと思っています。

まだ政治連盟に加入されていない方は各都道府県代協事務局までお問い合わせください。

全国損害保険代理業政治連盟をご支援いただきますよう、お願い申し上げます。

2025年度 政治連盟会費入金額一覧表

2025年12月31日

全国損害保険代理業政治連盟

都道府県	本年度 会費ガイド ライン※1	前年度末 までの 累計過不足	本年度会費 納入 目標額※2	通常会員 入金額		協賛会員 入金額		入金額 合計		目標額 に対する 過不足	入金率	一括 集金 方式
	(千円) A	(千円) B	(千円) C	会員数 (名)	金額 (千円)	会員数 (名)	金額 (千円)	会員数 (名)	金額 (千円) D	D-C (千円)	D/C (%)	
北海道	484	▲ 727	1,211	100	553			100	553	▲ 658	45.7%	
小 計	484	▲ 727	1,211	100	553	0	0	100	553	▲ 658	45.7%	
青 森	131	▲ 293	424	37	214			37	214	▲ 210	50.5%	
岩 手	117	▲ 537	654	47	510			47	510	▲ 144	78.0%	☆
秋 田	83	1,405	83	69	138			69	138	55	166.3%	☆
小 計	331	575	1,161	153	862	0	0	153	862	▲ 299	74.2%	
宮 城	201	▲ 648	849	162	162			162	162	▲ 687	19.1%	☆
山 形	123	361	123	75	150			75	150	27	122.0%	☆
福 島	178	▲ 1,974	2,152	33	73			33	73	▲ 2,079	3.4%	
小 計	502	▲ 2,261	3,124	270	385	0	0	270	385	▲ 2,739	12.3%	
新 潟	187	146	187	79	158			79	158	▲ 29	84.5%	☆
長 野	205	▲ 86	291	199	199			199	199	▲ 92	68.4%	☆
群 馬	187	2,002	187	151	302			151	302	115	161.5%	☆
小 計	579	2,062	665	429	659	0	0	429	659	▲ 6	99.1%	
栃 木	144	555	144	113	226			113	226	82	156.9%	☆
茨 城	186	0	186	83	186			83	186	0	100.0%	☆
埼 玉	340	1,799	340	224	448	1	2	225	450	110	132.4%	☆
千 葉	356	2,080	356	244	488	1	2	245	490	134	137.6%	☆
小 計	1,026	4,434	1,026	664	1,348	2	4	666	1,352	326	131.8%	
神奈川	444	▲ 36	480	223	446	1	2	224	448	▲ 32	93.3%	☆
山 梨	107	107	107	67	134			67	134	27	125.2%	☆
小 計	551	71	587	290	580	1	2	291	582	▲ 5	99.1%	
東 京	804	598	804	104	916	4	8	108	924	120	114.9%	
小 計	804	598	804	104	916	4	8	108	924	120	114.9%	
静 岡	261	▲ 670	931	14	335			14	335	▲ 596	36.0%	
愛 知	465	▲ 530	995	439	878			439	878	▲ 117	88.2%	☆
岐 阜	215	409	215	150	300			150	300	85	139.5%	☆
三 重	180	494	180	137	274	7	14	144	288	108	160.0%	☆
小 計	1,121	▲ 297	2,321	740	1,787	7	14	747	1,801	▲ 520	77.6%	
富 山	107	0	107	69	107			69	107	0	100.0%	☆
石 川	129	1,966	129	115	230			115	230	101	178.3%	☆
福 井	116	327	116	124	124			124	124	8	106.9%	☆
小 計	352	2,293	352	308	461	0	0	308	461	109	131.0%	
滋 賀	110	▲ 91	201	89	178			89	178	▲ 23	88.6%	☆
京 都	250	0	250	182	416			182	416	166	166.4%	☆
奈 良	125	16	125	125	125			125	125	0	100.0%	☆
小 計	485	▲ 75	576	396	719	0	0	396	719	143	124.8%	
大 阪	740	16	740	538	1,091			538	1,091	351	147.4%	☆
兵 庫	302	20	302	151	302			151	302	0	100.0%	☆
和歌山	152	331	152	146	146			146	146	▲ 6	96.1%	☆
小 計	1,194	367	1,194	835	1,539	0	0	835	1,539	345	128.9%	
岡 山	254	507	254	185	370			185	370	116	145.7%	☆
鳥 取	84	99	84	81	81	6	6	87	87	3	103.6%	☆
島 根	37	196	37	12	24			12	24	▲ 13	64.9%	☆
小 計	375	802	375	278	475	6	6	284	481	106	128.3%	
広 島	207	0	207	169	207			169	207	0	100.0%	☆
山 口	127	561	127	65	130			65	130	3	102.4%	☆
小 計	334	561	334	234	337	0	0	234	337	3	100.9%	
徳 島	91	1,019	91	79	158			79	158	67	173.6%	☆
香 川	98	778	98	92	169			92	169	71	172.4%	☆
愛 媛	132	1,159	132	93	186			93	186	54	140.9%	☆
高 知	77	233	77	33	70			33	70	▲ 7	90.9%	☆
小 計	398	3,189	398	297	583	0	0	297	583	185	146.5%	
福 岡	533	1,056	533	310	641			310	641	108	120.3%	☆
大 分	113	205	113	74	111			74	111	▲ 2	98.2%	☆
佐 賀	83	1,289	83	70	140			70	140	57	168.7%	☆
長 崎	110	▲ 602	712	14	37	3	6	17	43	▲ 669	6.0%	
小 計	839	1,948	1,441	468	929	3	6	471	935	▲ 506	64.9%	
宮 崎	110	▲ 58	168	25	55			25	55	▲ 113	32.7%	
熊 本	176	▲ 112	288	66	132			66	132	▲ 156	45.8%	☆
鹿児島	161	525	161	81	162			81	162	1	100.6%	☆
沖 縄	155	348	155	65	130			65	130	▲ 25	83.9%	☆
小 計	602	703	772	237	479	0	0	237	479	▲ 293	62.0%	
合 計	9,977	14,243	16,341	5,803	12,612	23	40	5,826	12,652	▲ 3,689	77.4%	40

※1 本年度会費ガイドライン(A) = 2千円×代協正会員数(2024年12月末現在)×50%<ただし前年度ガイドライン額が限度>

※2 本年度会費納入目標(C)

○前年度末累計納入金額(B)に不足額が無い場合 = 本年度会費ガイドライン(A)に同じ

○前年度末累計納入金額(B)に不足額が有る場合 = 本年度会費ガイドライン(A) + 前年度末累計納入金額不足額(B)

2026年度 都道府県別 政治連盟会費目標額一覧表

都道府県	代協 正会員数 2025.12.31 現在 A	基準会費 ガイドライン 2千円×代協正 会員数(A)×50% (千円) B	前年度会費 ガイドライン (千円) C	今年度会費 ガイドライン BとCで 低い値 (千円) D	前年度末 累計目標達成 金額過不足 (千円) E	今年度 会費納入 目標額 ※ (千円) F
北海道	550	550	484	484	▲ 658	1,142
小計	550	550	484	484	▲ 658	1,142
青森	138	138	131	131	▲ 210	341
岩手	111	111	117	111	▲ 144	255
秋田	81	81	83	81	1,460	81
小計	330	330	331	323	1,106	677
宮城	209	209	201	201	▲ 687	888
山形	142	142	123	123	388	123
福島	213	213	178	178	▲ 2,079	2,257
小計	564	564	502	502	▲ 2,378	3,268
新潟	191	191	187	187	117	187
長野	204	204	205	204	▲ 92	296
群馬	188	188	187	187	2,117	187
小計	583	583	579	578	2,142	670
栃木	155	155	144	144	637	144
茨城	194	194	186	186	0	186
埼玉	359	359	340	340	1,909	340
千葉	352	352	356	352	2,214	352
小計	1,060	1,060	1,026	1,022	4,760	1,022
神奈川	450	450	444	444	▲ 32	476
山梨	113	113	107	107	134	107
小計	563	563	551	551	102	583
東京	844	844	804	804	718	804
小計	844	844	804	804	718	804
静岡	286	286	261	261	▲ 596	857
愛知	477	477	465	465	▲ 117	582
岐阜	221	221	215	215	494	215
三重	228	228	180	180	602	180
小計	1,212	1,212	1,121	1,121	383	1,834
富山	102	102	107	102	0	102
石川	149	149	129	129	2,067	129
福井	130	130	116	116	335	116
小計	381	381	352	347	2,402	347
滋賀	132	132	110	110	▲ 23	133
京都	304	304	250	250	166	250
奈良	133	133	125	125	16	125
小計	569	569	485	485	159	508
大阪	800	800	740	740	367	740
兵庫	318	318	302	302	20	302
和歌山	155	155	152	152	325	152
小計	1,273	1,273	1,194	1,194	712	1,194
岡山	266	266	254	254	623	254
鳥取	86	86	84	84	102	84
島根	38	38	37	37	183	37
小計	390	390	375	375	908	375
広島	203	203	207	203	0	203
山口	152	152	127	127	564	127
小計	355	355	334	330	564	330
徳島	102	102	91	91	1,086	91
香川	127	127	98	98	849	98
愛媛	131	131	132	131	1,213	131
高知	86	86	77	77	226	77
小計	446	446	398	397	3,374	397
福岡	511	511	533	511	1,164	511
大分	112	112	113	112	203	112
佐賀	82	82	83	82	1,346	82
長崎	140	140	110	110	▲ 669	779
小計	845	845	839	815	2,044	1,484
宮崎	129	129	110	110	▲ 113	223
熊本	214	214	176	176	▲ 156	332
鹿児島	156	156	161	156	526	156
沖縄	164	164	155	155	323	155
小計	663	663	602	597	580	866
全国合計	10,628	10,628	9,977	9,925	16,918	15,501

※今年度会費納入目標額(F)

○前年度末累計納入金額(E)に不足額が無い場合 = 今年度会費ガイドライン(D)に同じ

○前年度末累計納入金額(E)に不足額がある場合 = 今年度会費ガイドライン(D) + 前年度末累計納入金額不足額(E)

(注)会費納入目標額が高額な場合は、4～5年計画でご入金をお願いします。

都道府県別 支援議員 名簿

2026年6月12日

選 対 委 員	都 道 府 県	衆 議 院 議 員							参 議 院 議 員							
		保 険 議 連	議 員 氏 名	ふりがな	選挙 区	当 選 回 数	党	役職	選出 年	保 険 議 連	議 員 氏 名	ふりがな	当 選 回 数	党	役職	
小 口	本部	○	鈴木 馨祐	すずき けいすけ	神奈7	7	自民	衆院内閣委員会筆頭理事	R7		舞立 昇治	まいたち しょうじ	3	自民	財務副大臣	
		○	古川 禎久	ふるかわ よしひさ	宮崎3	9	自民	党幹事長代理	R7	○	橋本 聖子	はしもと せいこ	6	自民	元オリパラ大臣	
山 崎	北海道		加藤 貴弘	かとう たかひろ	1	1	自民	党国対委員	R4	○	船橋 利実	ふなはし としみつ	1	自民	参院財金委理事	
			高木 宏壽	たかぎ ひろひさ	3	4	自民	党内閣第一部会長代理								
			和田 義明	わだ よしあき	5	4	自民									
			向山 淳	むこうやま じゅん	8	2	自民	総務政務官								
藤 原	青森	○	津島 淳	つしま じゅん	1	6	自民	内閣府副大臣								
		○	江渡 聡徳	えと あきのり	(比)	10	自民									
	岩手															
		秋田	○	富樫 博之	とがし ひろゆき	1	6	自民	衆院国交委員長	R4	○	石井 浩郎	いしい ひろお	3	自民	党国対委員長代行
			○	福原 淳嗣	ふくはら じゅんじ	2	2	自民								
峯 岸	宮城															
			遠藤 寛明	えんどう ひろあき	1	1	自民	党国対委員								
			鈴木 恵和	すずき のりかず	2	6	自民	農水大臣								
			加藤 鮎子	かとう あゆこ	3	5	自民	党国交部会長								
		福島														
内 田	新潟								R4	○	小林 一大	こばやし かつひろ	1	自民	党参院副幹事長	
			若林 健太	わかばやし けんた	1	2	自民	衆院財金委員会理事								
	長野		藤田 ひかる	ふじた ひかる	2	1	自民	党国対委員								
			井出 庸生	いで ようせい	3	6	自民									
			後藤 茂之	ごとう しげゆき	4	9	自民	党組織本部長代理								
		○	宮下 一郎	みやした いちろう	5	8	自民	党選対委員長代行								
群馬	○	小淵 優子	おぶち ゆうこ	5	10	自民	党労政局局長	R7		清水 真人	しみず まさと	2	自民	文科政務官		
清 水	栃木		石坂 太	いしがき まさる	4	1	自民	党国対委員	R4	○	上野 通子	うえの みちこ	3	自民	党参院副幹事長	
			茂木 敏充	もてぎ としみつ	5	12	自民	外務大臣	R7		高橋 克法	たかはし かつのり	3	自民	総務副大臣	
	茨城		田所 嘉徳	たどころ よしのり	1	6	自民	復興副大臣	R7	○	上月 良祐	こうづき りょうすけ	3	自民	党参院副幹事長	
		○	葉梨 康弘	はなし やすひろ	3	8	自民	元法務大臣								
	埼玉	○	村井 英樹	むらい ひでき	1	6	自民	党議連委員会筆頭理事	R4		西田 実仁	にしだ まこと	4	公明	党幹事長	
千葉	○	小林 鷹之	こばやし たかゆき	2	6	自民	党政調会長	R4	○	猪口 邦子	いのぐち くにこ	3	自民	参院環境委員長		
小 野	神奈川		新田 章文	にった しょうぶん	2	1	自民	党国対委員	R4		三原じゅん子	みはら じゅんこ	3	自民	元こども大臣	
			三谷 英弘	みたに ひでひろ	8	5	自民	法務副大臣	R4		浅尾 慶一郎	あさお けいいちろう	3	自民	党紀委員長	
			小泉 進次郎	こいずみ しんじろう	11	7	自民	防衛大臣	R7		脇 雅昭	わき まさあき	1	自民	参院予算委員	
	山梨	○	河野 太郎	こうの たろう	15	11	自民	元外務大臣								
		○	中谷 真一	なかに しんいち	1	6	自民	財務副大臣	R4	○	永井 学	ながい まなぶ	1	自民	国交政務官	
廣 川	東京		堀内 詔子	ほりうち のりこ	2	6	自民	総務副大臣								
		○	石原 宏高	いしはら ひろたか	3	7	自民	環境大臣	R4	○	朝日 健太郎	あさひ けんたろう	2	自民	党文科部会長代理	
			平 将明	たいら まさあき	4	8	自民	前デジタル大臣								
		○	松本 洋平	まつもと ようへい	19	7	自民	文科大臣								
		○	伊藤 達也	いとう たつや	22	11	自民	党金融調査会長								
畦 地	静岡		長島 昭久	ながしま あきひさ	30	9	自民	衆院拉致問題委員長								
		○	上川 陽子	かみかわ ようこ	1	9	自民	元外務大臣	R4	○	若林 洋平	わかばやし しょうへい	1	自民	防衛政務官	
		○	深澤 陽一	ふかざわ よういち	4	4	自民	党副幹事長	R7	○	牧野 たかお	まきの たかお	4	自民	復興大臣	
			細野 豪志	ほその ごうし	5	10	自民	元環境大臣	R7		榛葉 賀津也	しんば かつや	5	国民	党幹事長	
		○	城内 実	きうち みのる	7	8	自民	経済財政大臣								
	愛知		稲葉 大輔	いなば だいすけ	8	1	自民	党国対委員								
			河村 たかし	かわむら たかし	1	7	減税	党代表	R4		齋藤 嘉隆	さいとう よしたか	3	立憲	党参院国対委員長	
			古川 元久	ふるかわ もとひさ	2	11	国民	党代表代行	R4		伊藤 孝恵	いとう たかえ	2	国民	参院法務委員長	
			日野 紗里亜	ひの さりあ	7	2	国民	党政調副会長	R4	○	藤川 政人	ふじかわ まさひと	3	自民	参院予算委員長	
									R4		里見 隆治	さとみ りゅうじ	2	公明	参院外交防衛委員長	
	岐阜								R7		酒井 庸行	さかい やすゆき	3	自民	国交副大臣	
									R7		水野 孝一	みずの こういち	1	国民	党国対副委員長	
									R7		若井 敦子	わかい あつこ	1	自民	参院国交委員	
		三重		野田 聖子	のだ せいこ	1	12	自民	元総務大臣							
				棚橋 泰文	たなはし やすふみ	2	11	自民	元国家公安大臣							
	○		古屋 圭司	ふるや けいじ	5	13	自民	衆院憲法審査会長								
浜 上	富山		田村 憲久	たむら のりひさ	1	11	自民	党政調会長代行	R4		山本 佐知子	やまもと さちこ	1	自民	党女性局長	
		○	川崎 秀人	かわさき ひでと	2	3	自民	デジタル政務官								
			石原 正敬	いしはら まさたか	3	2	自民	党国対委員								
	石川	○	鈴木 英敬	すずき えいけい	4	3	自民	党政調会長特別補佐								
福井		橋 慶一郎	はし けいいちろう	3	7	自民	党選対委員長代理									
	○	小森 卓郎	こもり たくお	1	3	自民	経産政務官	R4		岡田 直樹	おかだ なおき	4	自民	党参院幹事長代行		
	○	佐々木 紀	ささき はじめ	2	6	自民	国交副大臣	R7	○	宮本 周司	みやもと しゅうじ	4	自民	参院財金委員長		
	○	西田 昭二	にしだ しょうじ	3	4	自民	衆院農水副委員長									
	福井	○	稲田 朋美	いなだ ともみ	1	8	自民	元防衛大臣	R7	○	滝波 宏文	たきなみ ひろふみ	3	自民	参院国交委員会理事	

都道府県別 支援議員 名簿

2026年6月12日

選 対 委 員	都 道 府 県	衆 議 院 議 員							参 議 院 議 員						
		保 険 議 連	議 員 氏 名	ふりが な	選 挙 区	当 選 回 数	党	役職	選 出 年	保 険 議 連	議 員 氏 名	ふりが な	当 選 回 数	党	役職
服部	滋賀		斎藤 アレックス	さいとう あれっくす	1(比)	3	維新	党政調会長	R4	○	小鏖 隆史	こやり たかし	2	自民	党財金部会長
		○	上野 賢一郎	うえの けんいちろう	2	7	自民	厚労大臣	R7	○	宮本 和宏	みやもと かずひろ	1	自民	参院予算委員
		○	武村 展英	たけむら のぶひで	3	6	自民	衆院財金委員長							
	京都	○	勝目 康	かつめ やすし	1	3	自民	党厚労部会長代理	R4		福山 哲郎	ふくやま てつろう	5	立憲	参院副議長
			前原 誠司	まえはら せいじ	2	12	維新	元外務大臣	R4		吉井 章	よしい あきら	1	自民	参院環境委員会理事
			泉 健太	いすみ けんた	3	10	中道	党代議士会長	R7	○	西田 昌司	にしだ しょうじ	4	自民	参院決算委員長
			北神 圭朗	きたかみ けいろう	4	6	自民	元経産政務官							
		○	本田 太郎	ほんだ たろう	5	4	自民	党国防部会長							
	奈良		小林 茂樹	こばやし しげき	1	5	自民	文科副大臣	R7	○	堀井 巖	ほりい いわお	3	自民	外務副大臣
○		高市 早苗	たかいち さなえ	2	11	自民	内閣総理大臣	R4	○	佐藤 啓	さとう けい	2	自民	官房副長官	
○		田野瀬 太道	たのせ たいどう	3	6	自民	衆院厚労副委員長								
中村	大阪		谷川 とむ	たにがわ とむ	19	4	自民	党副幹事長	R4	次長	松川 るい	まつかわ るい	2	自民	党内閣第二部会長
		○	関 芳弘	せき よしひろ	3	7	自民	衆院災対委員長	R4	○	末松 信介	すえまつ しんすけ	4	自民	党参院副会長
	兵庫	○	山田 賢司	やまだ けんじ	7	6	自民	経産副大臣	R7	○	加田 裕之	かだ ひろゆき	2	自民	党財金部会長代理
		○	西村 康稔	にしむら やすとし	9	9	自民	党選対委員長	R7		高橋 光男	たかはし みつお	2	公明	参院議運委員会理事
	和歌山	○	山本 大地	やまもと だいち	1	2	自民								
			世耕 弘成	せこう ひろしげ	2	2	無所属	元経産大臣							
		○	石田 真敏	いしだ まさとし	(比)	10	自民	党両議員総会副会長							
片山	岡山	○	逢沢 一郎	あいざわ いちろう	1	14	自民	党総務会長代行	R7	○	小林 孝一郎	こばやし こういちろう	1	自民	参院財金委員
		○	山下 貴司	やました たかし	2	6	自民	衆院内閣委員長							
		○	加藤 勝信	かとう かつのぶ	3	9	自民	党政治改革本部長							
			橋本 岳	はしもと がく	4	6	自民								
	鳥取	○	石破 茂	いしば しげる	1	14	自民	前内閣総理大臣	R4	○	青木 一彦	あおき かずひこ	3	自民	参院議員運営委員長
		○	赤沢 亮正	あかざわ りょうせい	2	8	自民	経産大臣	R7		出川 桃子	でがわ ももこ	1	自民	参院議員運営委員
	島根		高階 恵美子	たかがい えみこ	1	2	自民		R4	○	青木 一彦	あおき かずひこ	3	自民	参院議員運営委員長
○		高見 康裕	たかみ やすひろ	2	3	自民		R7		出川 桃子	でがわ ももこ	1	自民	参院議員運営委員	
太田	広島	会長	岸田 文雄	きした ふみお	1	12	自民	党成長戦略本部長	R4	顧問	宮沢 洋一	みやざわ よういち	3	自民	前党税調会長
		○	平口 洋	ひらくち ひろし	2	7	自民	法務大臣	R7	○	西田 英範	にしだ ひでのり	1	自民	参院財金委員
	山口	次長	高村 正大	こうむら まさひろ	1	4	自民	党副幹事長							
		○	岸 信千世	きの のぶちよ	2	3	自民	党文科部会長代理							
			林 芳正	はやし よしまさ	3	3	自民	総務大臣							
			吉田 真次	よしだ しんじ	(比)	3	自民	防衛政務官							
	安富	徳島		仁木 博文	にき ひろぶみ	1	4	自民	厚労副大臣	R4	○	中西 祐介	なかにし ゆうすけ	3	自民
○			平井 卓也	ひらい たくや	1(比)	10	自民	元デジタル大臣	R4	○	磯崎 仁彦	いそさき よしひこ	3	自民	党参院国対委員長
香川			小川 淳也	おがわ じゅんや	1	8	中道	党代表							
			玉木 雄一郎	たまき ゆういちろう	2	7	国民	党代表							
		次長	大野 敬太郎	おおの けいたろう	3	6	自民								
愛媛		○	塩崎 彰久	しおさき あきひさ	1	3	自民	党財金団体委員長	R4		山本 順三	やまもと じゅんぞう	4	自民	党参院政策審議会長
			井原 巧	いはら たくみ	2	2	自民	党内閣第二部会長代理							
	○	長谷川 淳二	はせがわ じゅんじ	3	3	自民	党内閣第一部会長								
高知	○	村上 誠一郎	むらかみ せいいちろう	(比)	14	自民	前総務大臣								
	○	中谷 元	なかに たけし	1	13	自民	前防衛大臣	R4	○	中西 祐介	なかにし ゆうすけ	3	自民	党参院国対委員長代理	
	○	尾崎 正直	おざき まさなお	2	3	自民	官房副長官								
大塚	福岡	○	井上 貴博	いのうえ たかひろ	1	6	自民	総理大臣補佐官	R4	○	大家 敏志	おおいえ さとし	3	自民	党参院筆頭副幹事長
		○	鬼木 誠	おにき まこと	2	6	自民	党厚労部会長							
		○	古賀 篤	こが あつし	3	6	自民								
		○	宮内 秀樹	みやうち ひでき	4	6	自民	衆院文科副委員長							
			麻生 太郎	あそう たろう	8	16	自民	党副総裁							
			武田 良太	たけだ りょうた	11	8	自民	元総務大臣							
	大分								R4	○	古庄 玄知	こしょう はるとも	1	自民	参院法務委理事
		○	岩田 和親	いわた かずちか	1	6	自民	内閣府副大臣	R4		福岡 資麿	ふくおか だかまろ	3	自民	参院拉致問題委員長
	佐賀								R7		山下 雄平	やました ゆうへい	3	自民	農水副大臣
			浅田 眞澄美	あさだますみ	1(比)	1	自民	党国対委員	R7		古賀 友一郎	こが ゆういちろう	3	自民	党政調会長代理
田中	宮崎		江藤 拓	えとう たく	2(比)	9	自民	元農水大臣							
		○	西野 太亮	にし の だいすけ	2	3	自民	党内閣第一部会長代理	R4		松村 祥史	まつむら よしふみ	4	自民	参院政倫審委員長
	鹿児島	○	宮路 拓馬	みやじ たくま	1	5	自民	衆院環境委員長							
			保岡 宏武	やすおか ひろたけ	(比)	2	自民	党国対委員							
沖縄															
計		小選挙区：104 比例区：10		総計 114名	自民105・維新2 国民3・中道2・その他2				53 比例区：2	総計 55名		自民47・国民3 公明3・立憲2			